

Title	いわゆる「教育の政治化論争」について
Sub Title	On what they called "a dispute over politicization of education"
Author	田中, 克佳(Tanaka, Katsuyoshi) 伊藤, 暁(Ito, Satoru)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1977
Jtitle	哲學 No.66 (1977. 9) ,p.99- 119
JaLC DOI	
Abstract	This dispute arose in 1928, with Yoshibei Nomura's criticism of the second declaration of Keimeikai " which was the first union of teachers in Japan. Nomura was one of leading teachers in educational movements called "Taisho-Jiyu-Kyoiku (liberalist education in Taisho period)." He read a political attitude in the declaration, asked what "Keimeikai" was aiming at, and then insisted that educational movements ought to be carried out on true educational principles. Opponents to him, who were members of "Keimeikai", insisted that institutional reforms were our urgent task in the existing situation of Japanese society and education. After all these insists remained without being bit each other successfully. But when we consider the problems of politics and education, still a big theme, it is, we think, a notable dispute which appeared in Japanese history.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000066-0099">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000066-0099</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# いわゆる「教育の政治化論争」について

田中 克佳\*・伊藤 暁\*\*

## On What They Called “a Dispute over Politicization of Education”

Katsuyoshi Tanaka and Satoru Itow

This dispute arose in 1928, with Yoshibeï Nomura's criticism of the second declaration of “Keimeikai” which was the first union of teachers in Japan.

Nomura was one of leading teachers in educational movements called “Taishō-Jiyū-Kyōiku (liberalist education in Taishō period).” He read a political attitude in the declaration, asked what “Keimeikai” was aiming at, and then insisted that educational movements ought to be carried out on true educational principles.

Opponents to him, who were members of “Keimeikai”, insisted that institutional reforms were our urgent task in the existing situation of Japanese society and education.

After all these insists remained without being bit each other successfully. But when we consider the problems of politics and education, still a big theme, it is, we think, a notable dispute which appeared in Japanese history.

---

\* 慶応義塾大学文学部助教授 (教育学)

\*\* 慶応義塾大学大学院社会学研究科修士課程 (教育学)

近代日本は、明治22年発布の「大日本帝国憲法」によって政治上の、また明治23年発布の「教育勅語」によって教育上の、原理をもつことによって天皇制支配機構づくりに成功し、以後この方向での体制整備が、陰に陽に進行することは周知の通りである。かくしてこの方向で進行した明治末期の日本社会の現状は、石川啄木によって、「強権の勢力」が「普く国内に行亘って」硬直化した「時代閉塞の現状」<sup>(1)</sup>として描かれている。

しかしもちろん国民大衆の側に何らの抵抗もなしに、これが行われたわけではない。日露戦争後とくに著しい日本社会の構造的変容を背景に、支配層に危機と意識されたいわゆる「自我（個人主義的・社会的）の目覚め」と、目覚めた「民衆」あるいは「労働者階級」の運動の抬頭がある。

明治35、6年を一つのピークとする初期社会主義運動が、国法の枠内での運動つまり議会政策による運動に反対する無政府主義的 direct action 論（まず幸徳秋水によって主張された）へと傾斜し始めるのが、明治40年前後頃からであるが、これが、山川均のいう「冬の時代」<sup>(2)</sup>に入るのは、明治43年の「大逆事件」（44年判決）以後のことである。かくして明治期労働運動の指導者たちは、春の雪どけまでの冬ごもりの時代に入ることになる。

明治後期以来の目覚めた「民衆」の運動を一つの基盤として、欧州に発した第一次世界大戦に対する連合側のスローガン——ドイツ専制主義に対する「デモクラシーのための闘い」——の醸す雰囲気も加わって、時代はいわゆる「大正デモクラシー」の時代となる。

法理上天皇主権の現行「大日本帝国憲法」体制下にあつて、法運営上「国民のために」をはかるという意味での「民本主義」<sup>(3)</sup>を唱えて、大正デモクラシー運動の一方の旗主となったのが吉野作造であるが、「忠良ナル臣民」へと国民を仕立て上げるための「教育勅語」体制下にあった教育界に於けるデモクラシー運動が、「大正自由教育」運動と呼ばれる運動であっ

た。

この教育運動は、あるいは新教育運動（新学校、実験学級など）として、あるいは綴方教育運動として、あるいは児童自由詩運動・自由画運動・児童劇運動などとして展開されたわけであるが、この運動の性格を体制の構想する教育観の中で考えてみると、「忠良ナル臣民」という「出来上りのイメージ」（結果像）志向の教育観<sup>(4)</sup>に立つ体制下において、民主主義ないし民本主義（児童に着目していえば「児童中心」）をいかに実現するかの実践模索の運動であったということができよう。しかし考えてみれば、「児童中心」（民主主義ないし民本主義）という教育についての発想が、「忠良ナル臣民」という外的権威に中心を置いて発想されている教育体制と対立することは、理論上明らかである。そしてこの対立が自覚された時、少なくとも二つの方向での対応の可能性を我々は予想することができる。一つは、この教育体制の直接的変革をこそ目指す方向であり、もう一つは、体制の変革を期待するにせよ、しないにせよ、あくまでも「児童中心の教育」実践にこそ沈潜する方向である。

果してこの予想は、少なくとも本稿がとりあげる「論争」の時期に於いて、実践家たちの明確な自覚に上ったことが、客観的に認め得られるように思われる。この「論争」の表現をかりれば、上記二方向の一は「政治」、一は「教育」ということになろうが、筆者が、この「論争」に関心を寄せたもともとの動機は、いわゆる「政治と教育」のちがいは具体的な歴史的文脈を通じてどのように具体的に理解されうるのか、という点にあった。そこで、この点に視点をすえながら、この「論争」を整理・紹介し、併せて「政治と教育」について若干の考察を加えることに、本稿の意図がある。

## 二

「論争」を紹介する前に「論争」を理解する上で必要と思われる大正中期以降の教育・労働運動界の背景を簡単に振り返っておきたい。第一次大戦

の後半期に当るこの時期の労働界には各地で物価騰貴や生活難に起因する労働組合運動の新たな勃興という現象が顕著に見られる事が、先ず指摘されるべきであろう。この運動の背景に「民本主義」を始め、デモクラシー思想の昂揚、護憲運動、大正7年の米騒動等の民衆運動の昂揚があることはいうまでもない。一方久しく冬ごもりを強いられていた社会主義者らの活動も大正4年頃ともなると再開され始め、特にロシア革命（大7）の成功以降、労働運動に対し次第に影響力を持つようになっていた。このような背景の中で各労働運動は、大正初期以来労働者団体として位置していた友愛会を中核に、いやましに昂揚し続けてゆくのである。

大正8年、我国最初の教員組合「啓明会」が呱呱の声をあげるのはこうした状況の中でであった。生活難は小学校教師とてその例外ではなく、労働者に労働組合がある如く教員にも教員組合をとという要求が発生したのは当然のことであった。但し、教員組合として教員自身の利益擁護及び地位の向上を目指すことも勿論であるが、他方この会がその設立宣言や会規で<sup>(5)</sup>「教育者としての天職を自覚し、自由を獲得し万民の味方として之が救済と指導に専念」するため「新文明を開拓、創造せんとする教化運動の主体」とならんとする旨を謳っていることは重要である。すなわち、下中弥三郎<sup>(6)</sup>を中心に埼玉師範出身の小学校教師で構成されたこの会は当然、下中からの社会主義思想の影響も忘れる事はできないが、ここにみられるようにそもそも出発の時点から教員の労働組合としての方向性と教化運動の主体とならんとする方向性を有していたのである。こうして活動を開始した会はやがて一般労働運動への接近を強め、大正9年5月の我国初のメーデーには主催団体の一員となった。しかしこのような労働運動への接近は当局を刺激し、会への圧力が次第に強まっていく中で、脱会者が続出するという現象が生じてきた。この事態に対処すべく、会では発会以来会の掲げていた教化的方向性を具体化することによって、教育運動団体としての性格を前面に出し、そのことによって会員の不安解消をはかろうとした。すなわち、

「教育改造の四綱領」(同年8月)がそれである。これは労働組合の綱領的な要素を排除し「教育の機会均等」「教育の自治の実現」また児童本位の教育の要求及び学習権の思想などから構成され、デモクラシー的色彩の濃いものであった。しかし「啓明会」が労働組合としての性格を捨てたというわけではない。すなわち同年9月には「教師も労働者である」故に「教員組合は労働組合」であるとの認識から「日本教員組合啓明会」と改称したのである。それ故、当局からの婉曲な圧迫はひきつづき後を断たず会員の減少は続行した。更に直接的には、会創設の動機でもあった小学校教師の俸給増額<sup>(7)</sup>の認可が決定的原因ともなつて「日本教員組合啓明会」の勢力は退潮し、やがて他の労働団体とも絶縁し、大正11年には会名を「教化団体啓明会」と改称し労働運動から離反するに至るのである。

他方、昂揚を続けていた労働運動も大戦後の恐慌が進展する中で当局の弾圧強化をうけ次第に活動を分断、縮少<sup>(8)</sup>されていった。当時、労働運動の掲げた最大の目標は普選獲得であったが、大正9年5月の議会で普選案が否決されるという事態に直面して、新たに頭をもたげてくるのが「直接行動」論である。労働運動の方法論をめぐっては、前述のような明治末期の社会主義運動の動向以来、「議会主義か直接行動か」<sup>(9)</sup>という議論が継承されていたが、この事態に直面して、サンジカリズムを標榜する大杉栄ら無政府主義者(アナキスト)の「直接行動」論が優勢な状況になったのである。以後「直接行動」論は優位を保ち、やがて労働運動を席捲してゆくことになる。こうした趨勢は当然「啓明会」にも影響を与えていた。しかしながらアナ派の優位はいつまでも続くわけにはいかなかった。すなわち分断されてきた労働運動の再組織化をめぐってアナ派の唱える各組合の自主性を尊重する「自由連合」論に対して、「直接行動」論に批判的であり「労働組合へ還れ!<sup>(10)</sup>」と叫ぶ友愛会ならびにロシア革命の成功以後、勢力を増してきていた堺利彦・山川均らボル派(ボルシェビスト)が中央集権的な組合の団結を提唱してきたのである。いわゆる「アナ・ボル論争」である。し

いわゆる「教育の政治化論争」について

かしながらこの「論争」は、理論的結着をみないまま、アナ派の組合運動からの離反すなわち「急進化・街頭化」やアナ派指導者の大杉の虐殺などによりアナ派の凋落という形で終息した。

こうした労働界での動向は「啓明会」内部のアナ派やボル派の教師たちによって敏感に受けとめられていったことはいうまでもない。前述の如く、教化団体として辛うじて存続していた「啓明会」をいま一度「教師の闘争組織」「本来の教員組合」として再建しようとする動きが生じてきたのは上述の如き状況に於いてであり、他方普選権の可決（大正14年）などによる国民の政治意識の高まりの中に於いてであった。

このような文脈の中で昭和2年『教育週報』（11月5日付）紙上に発表されたのが、「啓明会第二次宣言」である。「宣言」は以下の要求6条項より構成されていた。これは教化団体に訣別し、教員組合として再建する意図を明確に表明したものであり、それぞれの要求は「いづれも小学校教師にのしかかっていた重石」と意識されたものであった。すなわち、「①校長公選、②治安警察法第5条の撤廃<sup>(11)</sup>、③義務年限の撤廃、④教員転免権濫用への抗議、⑤代用教員・女教員の差別改善、⑥試験制度の合理化」が、それである。

しかしこの「宣言」に、「教育の本義」からすると称する批判を加える者が現われる。それが大正自由教育の代表的実践家の一人ともいべき野村芳兵衛<sup>(12)</sup>である。野村は「大正期の自由主義教育運動の最後にして頂点的な存在<sup>(13)</sup>」とされる「児童の村小学校」を実質的に経営してきた気鋭の教師であった。またこの「児童の村小学校」とは次に示すような理念を掲げた「教育の世紀社」<sup>(14)</sup>の事業の一環を担うものとして創設されたものであった。

「吾等同人は……社会を正常なる状態に導く最も有効な手段として、教育者の手による教育運動の必要……を信ずる、教育運動は一方に教育制度の革新的改廃を必要とし、他方に自由にして清新なる教育方法の実現を必要とする。而して制度上の革新運動は姑くこれを他の部面に於ける努力に

まち、ここに先づ最も自由にして、また真剣なる準備の下に、その方法上の革新運動に出発しようとするものである。」

つまり「児童の村(15)小学校」は、この「方法上の革新運動」として開設されたのであった。「児童の村」の教育は二つの基本方針を掲げている。

- 1) 「児童の村」教育は父母の自由、職員の自由、児童の自由、この3つの自由と共同経営によって成り立つ。
- 2) 児童は先生を選ぶ自由、教材を選ぶ自由、時間の自由、場所の自由を持つ。

ここに明らかなように、この学校は類いまれな程の徹底的な「自由教育」を、そしてまさしく「自由にして清新なる教育方法」の追求を、目指すものとして出発したものであった。ここでの教育実践は開設当初の「児童中心」を推進した時期から、次に教師の指導性というものを考慮してゆく時期、そして「生活綴方(16)」を導入してゆく時期といった変遷を示してゆくことになるが、その間中心となって教育実践にあたった一人が野村であった。

本稿のテーマに掲げたいいわゆる「教育の政治化論争」とは、この野村の批判をキッカケに、野村と先の「啓明会」会員との間に展開された論争なのである。

### 三

いわゆる「教育の政治化論争(17)」とは、以上のような背景と事情を発端に旬刊雑誌『教育時論(18)』誌上で展開された以下の論争を指すものとして扱う。それは、昭和3年1月5日号より開始されたこの論争が、途中3月25日号より同誌編集部により「教育の政治化論争」という見出しの下に行われるようになり、この見出しの下で行われる最後の論文が4月25日号であるためである。

(1)野村芳兵衛「啓明会第二次宣言に対する僕の態度」(『教育時論』, 昭



いわゆる「教育の政治化論争」について

和3年1月5日)

(2)上田唯郎<sup>(19)</sup>「『啓明会宣言に対する野村氏の態度』を讀みて」(同上, 1月25日)

(3)野村「上田君に問ふ」(同上, 2月5日)

(4)上田「教育の政治化を論じて」(同上, 2月15日)

(5)野村「議論の要点に帰れ」(同上, 3月5日)

(6)佐野五郎「お門違ひの野村氏に道を証する書」(同上, 3月5日)

(7)野村「佐野氏に答ふ」(同上, 3月25日)

(8)上田「野村氏の抗議に答へる」(同上, 3月25日)

(9)江頭順二<sup>(20)</sup>「青年教育家は抗議する」(同上, 4月5日)

(10)小林樹「野村氏の態度を難ず」(同上, 4月5日)

(11)佐野「再び野村氏に言ふ」(同上, 4月25日)

(12)野村「小林氏に答ふ」(同上, 4月25日)

(13)江頭「政治的, 教育的愚論へ抗議する」(同上, 4月25日)

さて, 論争の発端となった野村の発言内容は次の如くである. すなわち, 先に提示された「啓明会第二次宣言」に対して「国民の政治的自治の態度が, 今日程に進んで来た以上, そして普選実施を見るに到った今日に於ては, 当然に教員組合なども組織されて, 大いに活動されねばならぬ」のであるから概ね賛成するとしながらも, しかし「教育の凡てが政治ではない. だから教育が正当に政治を理解することはいいが, 政治によるのみ教育を見ることはいけない」として, 「宣言」の一部に対して次のような批判的所感を発表したのである. 先ず宣言条項②の教員の政党加入を禁じた「治警法第5条の撤廃」要求に対し, 野村は「啓明会」同様, 教育者自身の「公民としての普通の要求」からその撤廃に賛意を表明するものの, 「啓明会」が語を継いで「政党不加入が, 公民教育を不完全にするものである」と論結している」ことに対しては, 同感できないとしたのであった. そして一体, 「啓明会」は「教育者の政治的団結を意企してあるか, それ共教育者

の交友機関として、多分に教育事業全般の研究なり、仕事なりを実現しようとしてゐるのか」と問い、それはどちらであろうと「自由である」が「或る仕事をする場合に於て常にその立場を明かに」して欲しいと要求したのであった。そして「教育の一般的問題の解決に於て、それを教育の本義から内省することを忘れて、これを法生活の理想からのみ主張」することは「おもしろくない」と述べ、「啓明会は……多分に法生活の協力機関とする意企が強いように思ふのであるが」と前置きして「立法的主張によってのみ教育を改造しよう」とか「何か教育の凡てが立法によって救はれる」とかといった思考様式は、自分とは「全く…考へを異にする」ものであると論じた。すなわち「これを要するに政治が教育化されることは望ましいが、教育が教育本然の姿を忘れて政治化される事はよくない」と主張したのである。

ついでまた、同様の観点から宣言条項①の「校長公選」要求に対しても異議を唱える。「校長公選」は「教員の転免等に対する公正にとって意義のあることではあらうけれども、これを広く学校の生活様式としてその全野に渡って内省してみる場合には、容易にうなずきがたい」、というのも、「子供の一人一人には本當な親」があるように「学校にも学校の親がほしい」、それが校長であつて、その「親を発見する上に、校長の公選と言ふことが最もいい方法であるとはどうしても思はれない」からなのである。要するに「教育が…政治化される事はよくない」と論じたのであった。〔以上(1)〕

これに対し早速「啓明会」内部からの反論が提出される。反論の一番手は上田唯郎であつた。上田は先ず、野村は「教員組合啓明会が教育の政治化を企図しようとも思つてゐるのだろうか」と反問し、「啓明会は教員組合である。教員の生活向上のための団結である」その為、「教員自身に加へられた束縛の鎖をたちきらう」としているのであると、「啓明会第二次宣言」の意図するところを明確化した。更に続けて、その鎖とは「政治上の

いわゆる「教育の政治化論争」について

不自由に」他ならないとし、然るに「政治的自由を戦ひとるのに立法的主張をせずして何をしようというのだ」と反問するのであった。要するに野村が「教育が…政治化されることはよくない」などというのも「氏の生活に、政治運動の現段階が瞭解されてゐない」からであり「政治的にいかに束縛されてゐるかといふことを氏の『生活』にて、見ぬくことができないからである」と結んだのである。[以上(2)]

野村はこれを承けて「啓明会」は「教育の政治化」を目しているとして自分が述べた論拠として、前回の説明を詳細に繰り返した。先ず宣言条項②の「治警法第5条の撤廃」要求に対する「啓明会」の説明は「教育者にも選挙、被選挙の権利を与へておき乍ら、政党に加入することを禁ずるのは、取りも直さず公民から教育を除外するものである。而もその教員に公民教育の任務を負はさうとするのだ。何といふ矛盾撞着」だというものであるが、「僕は公民として…政党参加の自由を要求する。けれども、公民教育をする上に、政党参加の必要があるとはどうしても思はない」然るに上述の如く「啓明会」は「政党に参加しなくては公民教育が出来ないやうに言つてゐる」それ故この点を「教育の政治化を意図してゐる」と指摘したのである、と述べる。更に「校長公選」については、「啓明会は…校長を、政党の総裁や知事に比較して」彼らにさえ「公選制度」が考えられている現在、「校長公選」は当然であるとしたことに対し、「けれども、校長は」知事や総裁の如き「単に行政官ではない。否寧ろその本質としては、人情の中心者であり、グループの指導者であり、家庭に於ける親に近いと思ふ」故に、今の天下り式がいけないとしても、その改善法は「公選法と言ふやうな政治生活の理想から割出した方法ではいけない」と論じ、「職員組織の問題をまで、公選と言ふやうな政治的理想で解決しようとする」態度は「教育の政治化」であると指摘したのである。次に「上田の立法的主張をせずして云々」の反問に対して、「立法的主張によつてのみ教育を改造しようとする」事に反対したのであると述べ、その問題も含めて「現代の階級問題を

解決する道は、必ずしも政治運動だけが唯一でなく」「僕は僕らしい方法」で、それを解決してゆきたいと結んだ。[以上 (3)]

この野村の反論を承けて上田は再度「教育の政治化」について反論を試みる。前回野村に対して「啓明会は教育の政治化を企図しようとも思っているのだろうか」と述べた上田は、今回は「啓明会」が「教育の政治化」を企図してゆく事は必然であるとする立場をとる。但し、これは野村の言う意味での「教育の政治化」とは異なるものとしてであった。上田はいう「教育の政治化は、これを特権階級のための政治化と、大衆のための政治化とにおいて考へられねばならない」と。そして「啓明会が『大衆のための政治化』を企図し、『特権階級のための政治化』を否定するものであることは言ふを俟たない」としたのである。では、どのようにして「大衆のための政治化」を図るかと言えば「それは教育の『特権階級のための』政治化に抗し、それを曝露してゆくことによってのみ、その過程に於てのみ」可能であるとするのである。というのは、このことは「教育は政治によって規定され、決定される」という、あるいは「教育が社会の上部構造としての一機能であって、それは社会変革の過程に於て、その上部構造なる教育もまた変動してゆく」という唯物史観に立てば明瞭だからである、としたのであった。[以上 (4)]

これに対し野村は、上田が議論の要点である「校長公選」などに具体的に言及していないことを先ず抗議し、続けて、上田が「教育の政治化」を二分して論じたことに対し「教育が特権階級のために政治化されてゐることを拒否する者は同様に又それを拒否してかかった階級のために政治化されてはいけない」とした。どのような形態にせよ、どの階級のためであるにせよ、要するに「教育の政治化」はこれを拒否するというのが野村の姿勢であった。それ故に上田に対して「僕を特権階級の支持者のやうに取扱って議論するのは、そこから誤ってゐるのではないか」と問い返すのである。上田の依拠する唯物史観については、それが「社会の発達を生産条件に

## いわゆる「教育の政治化論争」について

相関させて解いてある点に深く教へられる。けれども、生産条件を第一条件にして、そればかりで社会の発達が決定的に解かうとする点に同感できない」とした。というのも野村のいづく「生活理想」に基づけば、政治と教育は次のように区別されうるからである。すなわち野村にあって「教育は常に目的に於ても方法に於ても、全体を考へ、協力を考へ、無理がなく平和で、理想的なものでありたいことを欲する所に発展する所の、吾々の協同作業である。従って教育は常に一人一人の自発的自覚を以て事件を解決して行かうとする」ものであり、「政治は…その目的に於ては、一切人の協力を意企してあるにしても、その方法としては、互の立場と主張とを持つ所に意味がある。政治もその本質は教育と同じ協同作業であることが望ましいではあらうが、現実の政治は、先づ政治運動であり、社会悪への団結的抗議であり、戦であると思ふ。従って政治に於ては無理でも多数決で事件を進めたり、相手の自覚を待たないで要求を実行せねばならぬであらう」ものとして扱われているのである。そしてそれ故「上田君の論法で言へば、大衆のための政治化は凡て善なるもののやうな言ひ方であるけれども…それが特権階級を予想しての戦であり、一方の団結力によって、他方を圧へて行く所の政治運動である限りどうして、完全に公正であり、全体の意志実現であると言ひ得よう」と問ひかけ「政治に於ては公正は常に両方の信ずる所である。そしてその判断を下すものは多数である。多数は政治的生活創造の唯一な方法である。」勿論、「多数決と言ふことが現実の社会問題解決の上にどれだけ必要なことであり、又多数が大体に於て、公正なる方向を示すバロメーターとなり得る」ものではあらうが、だからといってそれが「どうして人間の正義感、公正感の最上標準となすことが出来やうか」と続けたのである。では、野村は「最上標準」を何に求めるのであらうか。野村は言う。「僕は…社会生活創造の最上標準として、教育を考へる…教育とは協力的祈念である。協力的祈念とは、多数決的公正以上に、社会人一人一人の自覚を希望し、各人の自由決

定による、自発的な全的合唱境地としての公正を祈念することである。」と。勿論、このようなことは「空想に近いかも知れない。」故に、現実の生活で政治は必要である。しかし「どこまでも各人の自発的自由意志による統一に越したことはない」と付言するのである。このような「生活理想」に基づく以上、野村には「教育の政治化」は認めるわけにはゆかなかつたのである。〔以上 (5)〕

野村と上田との間で開始されたこの論争は二番手の反論者・佐野五郎に引き継がれ展開されていった。「お門違ひの野村氏に道を証する書」と題する佐野の反論文は「氏の思惟は師範生三年程度にも及ばぬ」という挑戦的な書き出しで始められた。「教育は神聖にして犯すべからざるもの」と「野村氏は声をからして号ぶであらう」が、しかし「我々は資本主義経済の社会にあって果して教育の超階級性の一片をだに認め得るであらうか」否、現実の教育は「野村氏が教育の政治化を恐るゝ以前に支配階級は完全にその政治化を已に完了して」しまっているのではと論じ、続けて佐野は現実の「準備主義によって塗りつぶされたる教育、人格を機械たらしめんとする教育、無難に現在の社会組織に織り込まんとする教育」に対し、「我々は…明瞭に支配階級的イデオロギーを看破し、そのからくりを曝露する事が出来る」と指摘したのである。そして更に佐野は野村に対し「この自明な現象に対して何故に正確なる認識を避けて居られるのか……唯物史観のABCを学び以って新たに出直して来たるべし」ときめつけたのである。〔以上 (6)〕

野村は早速筆を執った。「随分唯物史観の書物を読んでゐる事を鼻にかけてゐる男だな」という以外に「別に大した感想も」ないが「折角ですから」と前置きして、佐野の言い分が、恰も「教育の政治化を否定したら、その教育は現代の経済組織を無視してゐる」又は「プロレットカルトの実現を不能とする」かのように述べられているとし、「然るに」として野村は反問する、「現代の経済組織を改めて行くものは、政治だけ」であろうか、「教

いわゆる「教育の政治化論争」について

育それ自身も亦この労働中心の文化へと産業組織を改めて行く大きい運動の一つ」否、寧ろ「第一に望ましい新文化創造の道」ではなからうか、と。野村が「望ましい」というのは、「教育は無支配による、協力作業」であるのに対して「政治は多かれ、少かれ支配すること」だとするからである。

こうして、野村は政治運動とは別個の原理を持った教育運動が存在する事を説いたのである。野村は上田に次のように語りかける。「僕達に何が出来るかを考へたいものです。…実際に吾等の生活に喰入って行く力を持ちたいと思います。」と。そして、その為の二つの方向を説いて「一つは政治運動としての教員組合の活動です。それは団結の力によって、正しい政治運動によって、教員生活の自由を獲得して行くことです。そして他は教育運動です。教育によって、吾等自身が自己の囚はれたる観念から眼を洗ひ、労働創造人としてのどっしりした一步を踏み出すことです」とした。すなわち、「僕は決して啓明会の凡てに反対」しているわけではない、「現在の校長の持つてゐる権利なり義務なりが不当であるために教育が正しく行なはれないと言ふならば…不当な点を改めるような政治運動を興」せば良いのであるとし、しかし「教育そのものを政治的にすること」例えば教員の「生活組織までも公選と言ふやうな多数決政治的方法で組織立てよう」とすること、これにはどこまでも反対するとしたのである。〔以上(7)〕

これを承けて再び上田が筆を執って反論を試みた。野村のいう「教育は常に一人一人の自発的自覚を以って云々」を取りあげて、では「その自覚はどこからくるものか」と反問する。そして「現実の社会は階級社会である。」故に、「この社会に於ての一人一人の『自覚』は絶対に階級性」を持つことは疑いを容れないのである。然らば、それが「その『立場と主張』」とを持ち『社会悪への団結的抗議』となり、戦となるのは必然の過程である」と主張したのである。こうして「この明瞭さをつかみ得ない生活意識であるからこそ」野村は事件を解決するために「団結的抗議よりも『一人一人の自発的自覚』が望ましいなどという矛盾をさらけだすのである」と

きめつけたのであった。〔以上 (8)〕

繼いで反論者の三番手として登場した江頭順二は、前出の上田や佐野と共通の立場に立つものの、一人野村にだけその批判を向けたのではなかった。江頭はいう「青年教育家は、一切の教育行動を、上部構造の一聯として認識しなければならない。」更に続けて、「青年教育家は、第二の国民の教育業者である。其処に横たはる溝梁は、教育なる仕事の美はしさを捨てることによって、氷解される。そうして私達の教育行動が見出される。」と。こうして野村の「智識人的紳士の態度」は単に、「臆病であり、卑怯であるのだ」ときめつける一方で、「啓明会」に対しても、「啓明会の仕事は、単なる宣言だけに止まってゐるらしい…青年教育家は、そんなものは欲しくない…朦朧たる啓明会。——その日和見の出鱈目さに偽惑されるな。どんなに立派な綱領が掲げられても、実践のない教育運動は、要するに観念群の徘徊である」と、批判の声を投げつけたのである。「宣言」発表以来、何ら具体的活動を再開していない「啓明会」の現実をも批判したのであった。〔以上 (9)〕

抗弁の四番手として現われた小林樹は「現在、現段階に於ける教育の政治化とは、とりもなほさず、この宗教や芸術と一所くたにされてゐる政治組織のはかない影（教育のこと—引用者）を、政治機構の一部にまで断然進出せしめやうとする果敢な闘争であるのだ」と述べ「現在の政治組織に於いて……何等職能を持たず、存在の価値なき」教育を政治的に進出せしめ、「政治機構の一部」にする事こそが「教育の政治化」であるとした。「現実の教育が政治的に無力」であることは言うまでもないことだとして、「こうした現状に於いて君のやうな物の見方をしてゐたら、何時になつて教育の大衆的進出が出来る」であろうかと断じたのであった。また、では野村のいう「政治よりも、教育こそ第一に望ましい新文化創造の道とは、一体どんな道なのであるか」と具体的な提示を要求した。〔以上 (10)〕

繼いで、再び佐野が登場する。佐野は先ず「少くとも現在の混沌とした



## いわゆる「教育の政治化論争」について

社会現象を解剖し批判し、予想するには「唯物史観が「最も正確な学的立場にある」と従来からの立場を強調し、ついで野村に向って、「『望ましい』にばかり注意を向けて『かく在る』若しくは『かく在るべき』姿には敢て眼を止めやうとしない事」を批判する。すなわち「教育の政治化」について言えば、そのことが「『望ましい』とか『望ましくない』とか云ふ事を最初に考ふべきではない…支配階級によって現在の教育は完全に政治化されてしまって居ると云ふありのままの姿を直視」すれば「如何にして自己階級の解放の方途を探し出すかと云ふ事」が「斯く在り而して期く在る可き現実の問題」だということが理解されるであろうとしたのである。[以上 (11)]

以上、相継いだ反論者のうち、小林に対して野村は答弁の筆を執った。先ず「僕は無産階級文化創造の必要であることを確信する。然しそれは決してマルキシズムのみによらねばならぬことはない」とし「教育運動を通じて」の「新文化創造」という従来主張がくり返される。ついで小林に向って、小林が論じた現実の教育を「政治の機構の一部にまで云々」という「教育の政治化」は「では一体どうした方法で、どれ程有力に教育の実際を政治化してゐられるのであるか、筆だけで勇敢な事」を言わずに「どうかその実際を示してほしい」と要請する。また、小林が「教育の無力」を指摘した事に対し、野村は「人間は理解しないようでも、だんだんに本当な道の方へ行きたいと願つてゐるものである」と、自己の人間観を開陳し、自分は教育を無力とは思わないからこそ「教育を自分の仕事としてゐる」のだと自らの信念を語った後、逆に、それほど教育の無力を信じている小林らが、「直ちに政治に直面せず…教育に従事」しているという事は「矛盾ではないか」と反問する。更に、野村は小林から問われていた「新文化創造の道」について述べ、その道とは「労働を最も正しい人生的意味に於て、万人が認識することである」とし「人生は決してさうした外形的な組織（政治のこと一引用者）だけで、救はれるものではない。やはり働くこと、そのことの本当の人生的意味を体得しなくてはならぬ……毎日働

いて、その労働によって生活してゐる人間は眞実な人生を自覚し得る」そしてこうした「自覚を、教育によって開いて」ゆくことが、その「新文化創造の道」であると説いたのであった。これは容易いことではない。しかし「一も二もなく、その実行困難の故を以て、教育よりも政治を重視」する事も「当今の教育と言ふものが、事実政治に支配されてゐることを指して、だから教育は政治化してもいいと」することもおかしいとしたのである。こうして最後に彼は自分の考えを整理した形で次の様に語つたのであった。すなわち「教育(各人の天分をなるべく自然に育てて、出来るだけ、らかな気持で互に忠告し、理解と自覚によって協力の出来る社会生活を創造しようとする)的要求は、政治(社会的悪と信じられることに対しては、多数の団結によって圧迫し、又多数が善しと信ずることを、多数決によつて、協力経営する)的要求よりも、より根本的な要求であると信ずるが故に、政治の教育化は出来るならば、どれだけでも肯定するが、反対に教育の政治化は、止むを得ぬ程度は仕方ないにしても、決して肯定してかゝつていゝ筈はないと信ずる。」と。[以上(12)]

このようにして展開してきた「教育の政治化論争」の末尾を飾ることになるのが、江頭の発言である。江頭はいう。「何が眞実であるかの議論は、最早や問題たり得ない。」論者によつて「なされた実践により、その雲散せざる思想のために示さるべき具象的なものを求める」と。実践によつて具象化された事実によつて、その思想の価値を計ろうというのである。

「親愛なる啓明会指導者諸君!……階級的な言葉を云はれる野村氏、上田氏、小林氏、佐野氏諸君。諸君の論議は論議として、何が本当に要求されてゐるかを考量して呉れ給へ……誘惑的な言辞を弄して、百人陥穽者を何となされる。言ひすぎであるならば、その実験的事実を挙示されることにより、私は潔く暴言を撤回する」

江頭の立場からすれば、登場してきた論争者たちは、いずれも「総べてこれ観念論者」なのであった。取り交わされた議論は観念上の是非に過ぎ

いわゆる「教育の政治化論争」について

ず、要するに江頭は議論の是非は、それが具象化された事実（政治運動としてであれ、教育運動としてであれ）を見て決定されるべしとする態度を表明したのであった。

[以上 (13)]

さきにも述べたように、この江頭の文章を最後に「教育の政治化論争」という同誌の見出しは消えることになるわけである。

#### 四

以上、我々はできるだけ「論争」の正確な内容が伝わることを意図して「論争」の跡を辿ってきたわけであるが、最後に若干の考察を加えつつ両者の主張の整理を試みておきたい。

先ず、野村に於いて「教育と政治」は、それぞれに固有の原理を持つものとして自覚的に把えられていたことが指摘できるであろう。例えば教育は「協力作業」として、政治は「多数決」による「支配」として把握されている。そして、それらはそれぞれそれなりに人間社会に重要な役割を担うものとして野村の承認するところのものである。ただ野村がどうしても認められないとするのは別個の原理に立つ教育を政治の中に解消してしまおうとすることであった。

これに反して、反論者たちの場合、先ず当時の日本社会の現状に対する「社会科学的」認識があった。その認識に立つ現実の教育認識は「支配階級のために」政治化された教育であり、従って彼らの課題意識は教育を逆に「大衆のために政治化」するということであった。反論者たちは、野村がこの日本の社会と教育の現実に対する理解を欠いている点をせめたが、一方野村は、だからといって、教育を政治に解消する方向を肯じなかったのである。

反論者たちには、本論文の最初の部分でふれたように「出来上りのイメージ」（結果像、「支配階級のため」と認識されている）志向という現教育体

制に対する正当な認識があった。しかし、この認識に立って選択された運動の方向は、いわば体制変革を直接に目ざす(野村のいう「政治化」)方向であり、教育体制の構想として把えれば彼らの教育観は現体制とは別のイメージ(「労働者大衆のため」)を描くものの、同じ結果像志向の教育観に立つものであったとみることができよう。野村の批判もこの点にかかわるものであり、繰り返すことになるが、教育運動がいかなる意味に於いても「政治的方法」に拠る事を拒み、「僕らしい方法」つまりあくまでも「教育的方法」<sup>(21)</sup>に拠って努力してゆく事を宣言したのであった。

「論争」の評価はなお多様でありえよう。「教育と政治」の問題は、今日なお大問題として意識されているのが現状である。「教育は最大の政治術」とした古代先哲の言葉を、我々はどう受けとめることができるのであろうか。この問題が具体的歴史の中で、自覚的に問われたかにみえる事例として、この「論争」は今日の我々に示唆するところが多いのではなからうか。

註

- 1) 石川啄木『時代閉塞の現状』, 明治43年.
- 2) 山川菊栄・向坂逸郎編『山川均自伝』, 昭和36年.
- 3) 吉野作造「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」, 大正5年.
- 4) 「結果像志向の教育観」については村井実『教育学入門(上)・(下)』, 昭和51年, 参照.
- 5) 「啓明会設立宣言」及び「会規」については下中彌三郎刊行会編『下中彌三郎事典』, 昭和40年, 参照.
- 6) 下中弥三郎については『同上事典』, また教育論文集として下中著『万人労働教育』, 大正12年, があり, 研究としては坂元忠芳「教育運動の思想」,(『思想』, 働の昭和45年11月)がある.
- 7) 小学校教員の給料の変化は下の表の如くである. 尚, 値上げは大正9年8月の「小学校令施行規則改正」による.

	本科正教員	准 教 員
大 7	26円32銭	15円72銭

いわゆる「教育の政治化論争」について

大 9            54円82銭            32円81銭

(『下中彌三郎事典』P. 87)

8) 大正9年3月の戦後恐慌以来の弾圧強化は、具体的には争議件数の激減と参加人員の減少とから読みとることができる。

	件数	参加人員
大 8	497	63,137人
大 9	282	36,371人

(隅谷三喜男『日本労働運動史』, 昭和46年, P. 111)

9) 「議会主義か直接行動か」の発端については大河内一男『黎明期の労働運動』昭和45年, P. 170, 参照。

10) 『労働』, 大正10年1月, に掲載された友愛会主事, 棚橋小虎の論文。尚, 当論文への言及は大河内一男『暗い谷間の労働運動』, 昭和45年, による。

11) 治安警察法第五条は「左ニ掲クル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス」として, その中に官立公立私立学校の教員学生生徒を掲げている。

12) 野村芳兵衛については中内敏夫『生活綴方成立史』, 昭和45年, 磯田一男「野村芳兵衛の生活教育思想」(『教育学研究』34巻1号, 昭和42年)などの研究がある。また野村の著作物については『野村芳兵衛著作集』(全八巻), 昭和47年, が刊行されている。

13) 梅根悟「日本の新教育運動」(『日本教育史・教育大学講座3』, 昭和26年, 所収)

14) 大正10年, 政友会の井上角五郎が提言し原内閣がとりあげた教育費削減案に抗議し「教育擁護同盟」が結成されるが, そこに集結した野口援太郎, 下中弥三郎, 志垣寛らが同人となり, 赤井米吉, 小原国芳らを社友として成立したのが「教育の世紀社」である。「教育の世紀社」では機関誌『教育の世紀』の刊行と実験学校「児童の村小学校」の開設, 運営を事業の両軸に置いた。

15) 「児童の村小学校」については小原国芳『日本の新学校』, 昭和5年, 同編『日本新教育百年史2』, 昭和45年, 稲垣友美編『近代日本の私学』, 昭和47年, などでとり上げられている, 小原氏は「児童の村」の教育について次のように語っている。(『日本の新学校』P. 432)

「夫々, 人には個性というものがある。その個性を發揮しさえすればよいのである。」しかし「かういう人間にするという所謂, 理想はない, ここに到達しなければならぬ」という到達点もない。ただ子供の自然を自然のままに生長しむるのみである。」といっても, 「決して放任ではない。指導もすれば要求もする。けれども凡ての子供を一つの型にはめて行こうとはしない。子供の要求と教師の要求とによ

って生ずる平行分力の方向が子供の行くべき道である。」

16) 「生活綴方」の成立については中内，前掲書に詳しい。

17) 尚，「教育の政治化論争」については中内，（前掲書，P.920），中野光，（『野村芳兵衛著作集6』解説），坂元，（前掲書，P.26）等でも扱われている。中内氏はこの「論争」を一種の「アナ・ボル論争」として捉え，両者には「教育の文字どおりの政治化という現象と教育につきまとう政治性という現象が十分に区別されていない」と指摘し，中野氏も中内氏とほぼ同様な立場に立ちながら，人脈を押えてみる時，この「論争」は「啓明会運動に代表される大正期の教育運動と1930年代の新教・教労の運動の谷間をつなぐうえで重要な意義」を持っていると指摘している。また，坂元氏はこの「論争」を「教員組合運動と教師による教育固有の仕事との関係認識」をめぐる論争と捉え，しかし本質的問題に論議が付きさる前に本庄陸男の「打ち切り宣言によって終結」してしまったとする。

18) 雑誌『教育時論』は現在，国会図書館に所蔵されている。また当「論争」は前述の『野村芳兵衛著作集6』にも所収されている。

19) 上田唯郎は，その後「新興教育研究所」の創立に参加し，いわゆる「新興・教労」の運動を支えていった人物，

20) 長編『石狩川』などの作家。本庄陸男のペンネーム。本庄は「プロレタリア科学研究所」所員また上田同様「新興」の創立所員，となるなど1930年代のプロレタリア教育運動を推進した一人。

21) この「論争」がなされた頃から「児童の村小学校」でとり入れられていった「生活綴方」的教育方法は，教育の具体的プランを打ちだせずにいた「啓明会」の流れを組む教師達によって自覚的にとり入れられてゆくことになるが，一方野村の方も，繰り返し指摘・批判された「現実の認識」を自覚的に深めてゆくことになる。昭和5年12月，雑誌『綴方生活』には次の様な発言が見られる。

「教育は……政治の如き階級性の上に立つべきものではない」という主張が今日「抽象的」であることは「政治によって完全に支配されてゐる現実の学校教育の事実が十分にこれを証明してゐる。」

これは恰も野村の転向であるかの如き発言であるが，野村の「教育と政治」に対する基本的姿勢は不変であることは以後の発言（例えば，同誌，昭和6年5月号及び8月号）やその後，綴方評価をめぐる「新興」所員との論争に於ける発言等に明らかである。